

宮城県立がんセンターがん登録実務者育成支援事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、宮城県立がんセンター（以下「センター」という。）における地域のがん登録実務者の育成支援に関する事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって都道府県がん診療連携拠点病院として、地域におけるがん登録の実務の継続性及び質の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第2 事業は、次の各号に掲げる研修等とし、がん登録室がこれを行う。

- (1) 長期研修 2週間以上3か月以内の期間において実施される研修
- (2) 短期研修 2週間未満の期間において実施される研修
- (3) 相談支援 第1号または第2号に規定する研修を受講した者に対して行う実務に関する相談対応
- (4) 実習生受入 診療情報管理士の資格を得るための認定試験について指定を受けた大学または専門学校に在籍し、かつ、その授業の一環として医療機関での実習が必要な学生を対象にして行う実習生の受け入れ

(事業計画)

第3 がん登録室長は、第2に規定する事業について、年度当初に事業計画を策定し、院長に提出するものとする。

- 2 がん登録室長は、前項の事業計画の策定に際しては、がん登録委員会に諮り、その意見を聞かなければならない。
- 3 年度途中で事業計画を変更する必要がある場合には、前項の規定を準用する。

(対象者)

第4 第2の第1号から第3号に定める事業の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医療機関の職員であり、かつ、がん登録の実務に従事している者、または、これから従事することが予定されている者
- (2) その他、前号と同等の者として適当と認められる者

(募集案内)

第5 がん登録室長は、第3の事業計画に基づき、決裁を得て、研修について募集案内を行うものとする。

- 2 前項の募集案内により、応募があった者の中から受講者を決定する際には、決裁を得なければならない。

(指導)

第6 第2の事業の指導責任者は、がん登録室長とする。

- 2 第2の事業の指導等は、がん登録室副室長またはこれに準ずる職員が行う。ただし、必要と認めるときは、外部のがん登録実務者が指導を行うことができるものとする。

(遵守事項)

第7 第2の第1号または第2号の研修の受講者は、研修に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受講者は、センターの諸規則を遵守するとともに、指導を行う者の指示に基づき研

修を受けなければならない。

- (2) 受講者は、あらかじめ院長に対し、別紙様式1の「誓約書」を提出しなければならない。
- (3) 受講者は、あらかじめ自らが所属する医療機関において予防接種を受けるなどの感染予防措置を受けるとともに、その結果及び自己免疫の有無について確認している場合にはその結果について併せて院長に報告しなければならない。
- (4) 受講者は、個人情報等研修中に知り得た情報（公開されているものを除く。）について、他に一切漏らしてはならない。また、研修終了後においても同様とする。

(修了証書)

- 第8 第2の第1号または第2号の研修を修了した者に対して、修了証書を交付するものとする。
- 2 前項の修了証書は、別紙様式2のとおりとする。

(修了者名簿)

- 第9 第8の修了証書を交付した者については、修了者名簿に記録し、10年間保存するものとする。
- 2 前項の修了者名簿は、別紙様式3のとおりとする。

(費用)

- 第10 第2の事業の実施に際し、研修等の受講者から実費相当額の負担を求めるものとする。
- 2 前項の費用は、研修等の受講者1人につき1日当たり2,000円とする。ただし、特別の事情があると院長が認める場合には、院長が別に定める額とすることができる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、院長が特別の事由があると認める場合には、費用の負担を免除することができる。
 - 4 納入を受けた費用は返還しない。ただし、院長が特別の事由があると認める場合には、返還することができる。

(研修契約)

- 第11 第2の第1号または第2号の研修の受講者の受け入れに際しては、別紙様式4により、受講者が所属する医療機関の長と院長との間で委託契約を締結するものとする。ただし、契約事務取扱規程第26条に該当する場合は、契約書の作成を省略することができるものとする。

(事業報告)

- 第12 がん登録室長は、第2に規定する事業について、年度終了後すみやかに事業報告を作成し、院長に提出するものとする。

(要綱の改廃)

- 第13 この要綱の改廃は、がん登録委員会の議を経て行うものとする。

(その他)

- 第14 第2第4号の事業の実施については、地方独立行政法人宮城県立病院機構実習生受入要綱に定めるとおりとする。
- 2 その他、この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は院長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月8日から施行する。